

平成25年度の流山市市民参加条例の運用  
に関する評価及び改善について（答申）

平成26年9月

流山市市民参加推進委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	平成25年度の市民参加条例の運用に関する評価について	2
3	市民参加条例の運用の改善について	4
4	今後に向けて	5

## 1 はじめに

「流山市自治基本条例」が平成21年4月に制定され、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）を保障するための条例として、流山市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）が平成24年6月に制定され、2年が経過した。

流山市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）は、市民参加を推進するため、市民参加条例第23条の規定に基づき設置され、平成26年4月に市長から市民参加をより一層推進していくため、平成25年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての諮問を受けた。

なお、本年は、市長に対し昨年提出した平成24年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての答申を踏まえ、関係部署がどのように市民参加条例を運用したかに着目してヒアリングを実施し、次のとおり意見をまとめた。

## 2 平成25年度の市民参加条例の運用に関する評価について

本年度の市民参加推進委員会は、平成25年度の市民参加条例の対象となった11事業のうち、平成25年度に既に終了している1事業「流山市農業振興基本指針」策定の市民参加についての評価を行った。

また、今後の市民参加条例の運用の参考にしていただくため、現在も市民参加条例の運用を行っている継続中の10事業を所管する関係部署のうち2課、平成26年度から新たに市民参加条例の対象となる16事業を所管する関係部署のうち3課の計5課と意見交換会も実施した。

平成25年度で事業を終了した1事業「流山市農業振興基本指針」の市民参加条例の運用の評価については、市民参加の方法の選択、スケジュール、事業内容の市民等への周知等4項目からなる評価シートを基に関係部署とヒアリングを行い、運用に関する評価を行った。

その結果、対象となった1事業の市民参加の運用については、市民参加条例の規定に基づき運用されているが、市民参加の手法等の改善の工夫が必要であると評価する。

なお、平成25年度に対象となった事業の各評価項目の総評については、次のとおりである。

### (1) 市民参加の方法の選択について

アンケート調査の対象を当該事業の関係者である農業従事者と市民等と2つに分けアンケートを実施したことは評価できるが、市民等からの回答数が少なかった。

これは、単に当該事業に関心がないということだけでなく、行政が十分な周知活動を行ったのか、また、アンケート対象者に対し、設問等回答しやすい工夫をしたか等アンケート調査自体に工夫が必要である。

また、アンケート調査の回答数が少ないという結果を踏まえ、予定していたパブリックコメントをやめ、審議会からの意見聴取に変更し、より多

くの市民の意見を聴取しようという姿勢は一定の評価をするが、例えば農業関係者に出席を求めて、タウンミーティング（意見交換会）や面接ヒアリング調査等により、農業従事者の素直な意見を聴取する方法を実施してもよかったのではないか。

ただし、若い農業従事者を集めて意見交換会を開催したことは評価できる。

なお、市民参加の手法の変更については、事前にスケジュールを告知しているため、極力避けるべきである。

## （２）市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

アンケート調査、審議会からの意見聴取といったスケジュールは概ね妥当であるが、行政スケジュールの設定をもっと農業関係者の参加しやすい時期、期間について配慮することで参加が促進できる。

## （３）事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

農業関係者と市民と分けてアンケートを実施し、広報、HPで周知し、返信用封筒を同封するなどの配慮をしたが、回答数は少なかった。

これは、単に、当該事業に対する関心の低さからでなく、市民等に対し事業内容自体の情報提供が不足していたからではないか。

また、情報提供の方法も農業従事者と市民等では農業に対する関心度が違うため、形式的にホームページだけで提供するのではなく、農業に関心のある市民農園の参加者などには積極的に情報提供するなど、農業に関心のある市民等に対する情報提供の方法を検討すべきである。

### 3 市民参加条例の運用の改善について

平成25年度市民参加対象事業は、市民参加の手法のうち、最も選択されていたパブリックコメントを選択せず、アンケート調査と審議会からの意見聴取という手法を選択した。

アンケート調査は、農業関係者と市民等と別々に行い、市民等からのアンケート回答数が少ないことから、パブリックコメントでの意見提出が見込めないと判断し、審議会からの意見聴取に変更したことは理解できるが、アンケート調査の回答数が低いことも予測できなかったのか疑問が残る。

アンケート調査は、何を聴きたいのか、ポイントの整理が大切である。そのため、まず、アンケート調査のポイントを十分検証されたい。

アンケート調査の対象者を絞る場合、対象者に合わせたアンケート調査項目、時期、期間を設定し、周知方法は、市ホームページ、広報だけでなく、当該事業に関係する諸団体、施設等へ協力依頼など回収率を上げる工夫をされたい。

特に市民へのアンケート調査は、電子申請（ウェブ）による「受動的」手法のみでなく、直接聞き取り法など回答者が参加しやすい「能動的」手法も試みられたい。

## 4 今後に向けて

平成25年度は、本市民参加推進委員会からの「平成24年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善について」の答申内容を踏まえ、市民参加条例の運用により検討した事業についてヒアリングを実施した。

事業に直接関係する農業関係者からの意見聴取方法としてアンケート調査を実施したことについては一定の評価はするが、市民参加の手法の選択とその周知方法などについて、今後改善すべき点が多くみられた。

市民参加条例は、流山市の市民自治及び市政に関する最高規範である「流山市自治基本条例」に規定される「自治の主体である市民」の市政への参加を保障する条例であるが、制定して2年を経過する現状において、未だ市政への市民の声を反映する環境が整っていない状況と見受けられる。

市民の声を反映する環境整備のためには、常に市民等の意見を広く聴くことを考え、市民の声を市政に反映させることを強く意識する必要がある、市民等が意見を出しやすい参加の手法を検討することが大切である。

市民参加推進委員会は、市民自治によるまちづくりをさらに推進するために、市が市民参加条例の趣旨を一層自覚して、運用することを強く望むものである。

流山市市民参加推進委員会

委員長 井 原 久 光

副委員長 吉 永 明 弘

今 村 文 希

上 平 慶 一

梅 谷 秀 治

国府田 誠

野 路 烝 一

山 中 有 紀

山 梨 美代子

和 田 登志子